

関西学院大学ハラスメント防止規程

(基本方針)

第1条 関西学院大学は、学生と教職員によって、教育と研究を目的として構成されている協同社会であり、キリスト教主義を基礎とした教育によりすべての構成員の尊厳と人権を尊重しあう姿勢を大切にしている。関西学院大学は、すべての構成員の生活上の安全を脅かすいかなる人権侵害をも容認するものでなく、ハラスメントに対しても同様である。よって本学では学生と教職員が協力しつつ、ハラスメントのない大学を目指すものである。

(目的)

第2条 この規程は、前条の基本方針に基づき、学生と教職員が個人として尊重され、人権を阻害されることなく就学及び就業できるよう、大学のハラスメントの防止及び解決のための措置等に関する事項について定める。

(定義)

第3条 この規程において扱うハラスメント等とは、本学の学生等に関わるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、及びその他の差別的な言動や取り扱い等を含んだものを総称する。

- 2 セクシュアル・ハラスメントとは、自分の望まない性的な言葉や行動によって、就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上、不利益・損害を被ることをいう。
- 3 アカデミック・ハラスメントとは、教育研究上の指導に関連して、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位・立場や職務権限の乱用、不適切な言動、もしくは差別的な取扱いを行うことにより、不利な立場にある者が、就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上、不利益・損害を被ることをいう。
- 4 パワー・ハラスメントとは、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、又は逸脱して、不適切な言動、指導、処遇を行うことにより、不利な立場にある者が、就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上、不利益・損害を被ることをいう。
- 5 その他の差別的な言動や取り扱い等とは、優越的地位または有利な立場にある者が、社会的出自・ジェンダー・性・性的指向や性自認・障がいの有無・国籍・人種・民族・宗教・年齢・外見などにかかわる不適切な言動、指導又は処遇を行うことにより、不利な立場にある者が、就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上、不利益・損害を被ることをいう。
- 6 その他、本学学生が学外における関西学院大学に関わる活動の中でうけるハラスメント等についても、可能な限りこの基準を準用し、解決に努める。

(適用範囲)

第4条 本規程は、一方の当事者が本学の学生等である場合に適用される。

- 2 本規程の学生等とは、学部学生、科目等履修生、聴講生、大学院学生、大学院研究員、研究科研究員、交換留学生等をいう。

(大学構成員の責務)

第5条 すべての大学構成員は、ハラスメント等のない健全な就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

(ハラスメント防止及び解決のための組織)

第6条 関西学院大学は、2条の目的を達成するため、学長の下に次の機関を設ける。

- (1) 大学ハラスメント防止委員会（以下「大学防止委員会」という）
- (2) 関西学院大学ハラスメント相談センター（以下、「センター」）
- (3) 関西学院大学ハラスメント相談センター長およびセンター副長（以下、「センター長」「センター副長」）
- (4) 関西学院大学ハラスメント相談センター運営委員（以下、「運営委員」）及び関西学院大学ハラスメント相談センター運営委員会（以下、「運営委員会」、詳細は「関西学院大学ハラスメント相談センター規程」で定める）
- (5) 関西学院大学ハラスメント相談受付担当教員及び関西学院大学ハラスメント学部等相談受付担当者（以下、それぞれ「受付担当教員」「学部等受付担当者」）
- (6) 関西学院大学ハラスメント等調停委員
- (7) 関西学院大学ハラスメント調査委員会
(大学ハラスメント防止委員会)

第7条 大学防止委員会は次の委員をもって構成し、委員長は副学長とする。

- 1 副学長（学生活動支援機構長）
 - 2 センター長
 - 3 センター副長
 - 4 学長補佐 1名
 - 5 学生活動支援機構長補佐 1名
 - 6 教務機構長補佐 1名
 - 7 委員長の推薦により学長が任命する者 若干名
- 2 専門相談員、センター事務職員、学生活動支援機構事務部部长、教務機構事務部部长は、職務上出席する。

第8条 大学防止委員会は次の事項を行う。

- 1 大学におけるハラスメント等の予防・解決の方針立案に関する事項
- 2 センター運営の基本方針に関する事項
- 3 予算・決算に関する事項
- 4 事業報告・事業計画に関する事項
- 5 第14条に定めるセンター長の報告を受け対応策を講じる。運営委員会の進言に基づいて調停手続きの開始を決定する。また、申立人の要請に基づいて調査委員会による調査を学長に要請することができる。

（関西学院大学ハラスメント相談センター）

第9条 センターは、ハラスメント等の相談、防止及び解決のための実務を担う。センター長は、センターを統括する。センター副長は、センター長を補佐する。センターには、専門相談員を置く。センターの円滑な運営のために運営委員会を設置する。詳細は関西学院大学ハラスメント相談センター規程に定める。

第10条 専門相談員は、各学部等に置かれた受付担当教員及び学部等受付担当者と連携して、ハラスメント等の相談を受け付ける。詳細については、関西学院大学ハラスメント相談センター規程で別に定める。

（相談受付窓口）

第11条 相談は、センターの専門相談員が直接、もしくは各学部等に置かれた受付担当教員及び学部等相談受付担当者を経由して受け付ける。受付担当教員及び学部等相談受付担当者は、次の通りとし、学長が委嘱する。

- 1 受付担当教員 各学部・研究科等に1名
- 2 学部等相談受付担当者 各学部・研究科等に1名、および大阪梅田キャンパスに1名
- 3 前条の構成員は、特定の性に偏らないように配慮する

第12条 受付担当教員及び学部等受付担当者の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、3期連続の再任はできないものとする。

（相談受付手続き）

第13条 ハラスメントを受けたと感じた者（相談者）は、受付担当教員及び学部等受付担当者もしくはセンターの専門相談員に相談することができる。

- 2 受付担当教員及び学部等受付担当者は、センターによるハラスメント解決手続きについて相談者に説明し、相談者が希望した場合は専門相談員に引き継ぐ。
- 3 学部事務室等にハラスメント等に関わる相談がされた場合、学部等受付担当者はセンターによるハラスメント解決手続きについて相談者に説明し、相談者が希望した場合は専門相談員に引き継ぐ。
- 4 受付担当教員及び学部等受付担当者は、受けた相談の概要について、その都度、センターに報告する。

（調整）

第14条 センター長は、ハラスメント等の申し立てを受けた場合、運営委員会の協力を得ながら関係部局との調整などの必要な措置をとることができる。センター長は、受けた申し立て及び執った措置について防止委員会に報告する。

（調停）

第15条 相談者は、本規程に基づくハラスメント等に相当すると運営委員会が判断した事案で、原則3年以内に生じた事案について調停の実施を求めることができる。詳細は別途「調停規程」に定める。

（調査）

第16条 調停が不調となった場合は、申立人は調査の開始を要請することができる。

2 防止委員会は、申立人の要請に基づき学長に調査委員会の設置を要請することができる。

3 調査手続きについての詳細は別途調査規程で定める。

(二次被害の予防・禁止)

第17条 ハラスメント等に関する相談を行った者に対し、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

2 ハラスメント等の相談に関する調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

3 申立人に、申立てへの対応の過程で不当な発言・対応が行われた場合についても、本規程上のハラスメント等とみなす。申立人は、これらについてもハラスメント等として相談を行うことができる。

(プライバシーの保護)

第18条 防止委員会、調停委員、調査委員会の各メンバー並びに専門相談員、受付担当教員、学部等受付担当者はもとより、ハラスメント等の相談の解決に関与した当事者を含むすべての関係者、及びハラスメント問題に関わる事務を担当する者は、相談者のプライバシー保護に努めるとともに、任期中及び退任後も、相談に関して知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(付添人)

第19条 申立人、被申立人ともに、相談・調停・調査の過程で付添人をつけることができる。

2 必要な場合、ハラスメント相談センターへ通訳による支援を要請することができる。

(ハラスメントの予防・解決に関する関係機関の責務)

第20条 センターは、ハラスメント等の予防及び解決のための研修、本規程の関係者への周知を含む必要な措置を執らなくてはならない。

2 ハラスメント等の予防及び解決に際して、大学の各部局は、防止委員会及びセンター長に協力しなくてはならない。

3 防止委員会は、ハラスメント等の予防及び解決に際して取るべき措置について、大学の各部局に勧告を行うことができる。

(事務)

第21条 この規程に関する事務、受付担当教員、学部等受付担当者及び委員会、センター運営委員会、調停委員に関する事務は、ハラスメント相談センターが行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

2 本規程の制定により、2016年（平成28年）3月31日付でキャンパス・ハラスメント相談規程は廃止する。

関西学院大学ハラスメント調査規程

第1条 関西学院大学は、関西学院大学ハラスメント防止規程に定めるハラスメントに関する事実確認、被害者の救済措置や加害者に対する措置等を行うため、ハラスメント調査委員会（以下、「委員会」という）を学長のもとに設置する。

第2条 学長はハラスメントに関して、ハラスメント防止委員会から要請を受けた場合、ハラスメント防止規程に則って委員会を設置する。

第3条 委員会は、次の委員をもって構成し、委員長は副学長とする。

1 副学長 1名

2 学長補佐 1名

3 大学宗教主事

4 学生部長

5 大学ハラスメント相談センター長

6 学長が指名する学部長 若干名

7 学長室長

8 学長が必要と認める者若干名（必要に応じてハラスメント等に詳しい弁護士を加える）

第4条 委員の任期は委員会が学長に最終の報告を行い、解散するまでとする。

第5条 委員会は、学長から諮問された事項について専門相談員、関係者等からの事情聴取等、ハラスメントに関する調査を行う。

2 委員会は、専門部会を設置し、事情聴取等の調査を行う。

なお、専門部会は、調査委員会の中から委員長が指名する者若干名で構成されるものとする。専門部会の任命に当たっては、必要に応じてハラスメント等に詳しい弁護士を加えるとともに、特定の性に偏らないように配慮しなくてはならない。

第6条 調査は、先入観や偏見を廃し、公平な視点で行わなくてはならない。また当事者を一方的に責めることは避けなくてはならない。

2 申立人、被申立人ともに、付添人を指名し、事情聴取で付添人をつけることができる。

第7条 委員会は、調査結果について、委員会の設置の日から原則として3カ月以内に、文書をもって学長に報告する。

2 委員会は、必要に応じて、被害者の救済措置、加害者の処分の検討、再発防止策について学長に提言する。

第8条 学長は、委員会の報告及び提言を受け、ただちに必要な措置をとるものとする。

第9条 学長は、プライバシー保護について配慮をした上で、調査結果・提言及びこれを受けて学長が行う措置を申立人、被申立人に示す。

第10条 申立人、被申立人は、原則として調査結果が示された日から1カ月以内に1回に限り、9条に基づき示された内容について、学長に確認することができる。確認を求められた場合、学長は、速やかに回答を行う。

第11条 学長、委員及び事務担当者は、相談者のプライバシーの保護に努めるとともに、委員会において知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第12条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

2 本規程の制定により、2016年（平成28年）3月31日付でキャンパス・ハラスメント調査委員会規程は廃止する。

関西学院ネットワーク利用倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、関西学院における教育研究及びこれらに関する業務を推進するために、本学院が設置するネットワーク及びネットワークに接続されている機器（以下、総称して「システム」という。）を利用する場合に必要な倫理事項を定めることを目的とする。

（システム管理者）

第2条 利用倫理に関する統括的なシステム管理者は、ネットワーク管理者とし、情報環境機構長がその任にあたる。

（不正利用）

第3条 次の各号に該当する事項をシステムの不正利用とし、システム利用者は、これらの行為を行ったり、または事態を招いたりしてはならない。

1 本学院のシステムに損害もしくは不利益を与える行為または事態

2 前号の行為を行う旨脅迫する行為または事態

3 公与良俗・建学の精神に反する行為または事態

4 本学院のシステムを利用した営利を目的とする商行為または事態

5 他者に損害もしくは不利益を与える行為または事態

6 他者の人権を侵害する行為または事態

7 法令に違反する行為または事態

8 学内の諸規程・ネットワーク管理運用ガイドラインに違反する行為または事態

9 その他、システム管理者が不正利用に相当すると認めた行為または事態

2 前各号に該当する不正利用があり、緊急の措置をとる必要があるとシステム管理者が認めた場合、

システム管理者は、関係する機器のネットワークからの切断、行為者のシステム利用停止等の措置をとることができる。

(ネットワーク調査委員会)

第4条 学院にネットワーク調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、前条に規定する不正利用が発生した場合、その状況を調査し、第6条に規定するネットワーク倫理委員会委員長へ報告・提言を行う。

3 前項の調査の結果、不正利用の内容・程度が軽微な場合、情報環境機構長は、調査委員会からの勧告に基づき、所属長と協議の上、本人への警告、システムの一定期間の利用停止等、行為者に対する措置をとることができる。

第5条 調査委員会は次の委員をもって構成し、情報環境機構副機構長1名がコンビーナを務める。

1 情報環境機構副機構長 2名

2 学長補佐 1名

3 広報室長

4 調査委員会コンビーナが委嘱した教職員 若干名

2 不正利用の内容により調査委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する者のほかに委員を追加することができる。

(ネットワーク倫理委員会)

第6条 学院にネットワーク倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会は、調査委員会からの報告・提言に基づき、不正利用等システムの利用倫理に関して協議を行う。

3 倫理委員会は、不正利用の軽重によって行為者に対し次の措置を決定することができる。

1 所属長への懲戒の勧告

2 その他相当と認められる処分

第7条 倫理委員会は次の委員をもって構成し、学長がコンビーナを務める。

1 学長

2 情報環境機構長

3 各学部長、専門職大学院各研究科長及び言語コミュニケーション文化研究科委員長

4 大学図書館長

5 短期大学学長

6 高等部長

7 中学部長

8 初等部校長

9 千里国際高等部校長

10 千里国際中等部校長

11 大阪インターナショナルスクール校長

12 人事部長

13 情報環境機構副機構長 2名

2 倫理委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する者のほかに委員を追加することができる。

(プライバシーの保護)

第8条 調査委員会、倫理委員会の委員及び業務担当者は、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 この規程に関する事務は、情報環境機構事務局が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、倫理委員会及び情報環境機構機構長室会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は1996年（平成8年）12月13日から施行する。

略

10 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。